三一二　放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件の一部を改正する件　一九　211　七二

三一三　電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第四条第一項の規定による電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を定める件を廃止する件　一九　211　七三

三一四　政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件　二六　三

三一五　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　二六　三

三一六　令和六年総務省告示第三百二十五号の一部を訂正する件　二六　215　六五

三一七　政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二六　216　一

三一八　政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件　二六　216　七六

三一九　令和六年総務省告示第二百六十八号の一部を改正する件　二九　二

三二〇　地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件　二九　三

三二一　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　二九　217　七七

三二二　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二九　217　八二

三二三　水底線路の保護区域を指定する等の件　二九　217　一〇三

三二四　電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件　三〇　六

三二五　共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金として承認する件　三〇　六

三二六　特定国外派遣組織を指定する件　三〇　六

三二七　登録証明機関の技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更に関する件　三〇　六

三二八　特定国外派遣組織を指定する件　三〇　七

三二九　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　三〇　218　三九

三三〇　電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件　三〇　218　三九

三四一　小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件を廃止する件　三〇　218　四〇一

総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

二　棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件　一六　三

総務省、経済産業省、国土交通省

一　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　三〇　218　四〇一

中央選挙管理会

二三　令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一七　二

二四　令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一七　三

二五　令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一八　四

二六　令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一八　四

法務省

一一三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　一　二

一一四　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　三

一一五　〃　二　二

一一六　〃　八　二

一一七　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　一〇　三

一一八　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二五　三

一一九　商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示　三〇　218　四〇一

法務省、厚生労働省

一　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第十九条第二項第三号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める区域　三〇　218　四〇二

出入国在留管理庁

四　出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件の一部を改正する件　一　三

外務省

二三　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二　二